

# 商工会だより

第65号  
 山口県中央商工会事務局  
 本所・阿知須支所  
 0836-65-2129  
 秋穂支所  
 083-984-2738  
 阿東支所  
 083-956-0032



## あとう産品 地域ふれあいマルシェ オープン

山口市阿東徳佐の「ショッピングセンターあびあ」において、7月5日(土)にチャレンジショップ「あとう産品地域ふれあいマルシェ」がオープンしました。

当初は、チャレンジショップとして商工会が支援をし、実施を計画していましたが、平成26年度の「地域商店街活性化事業補助金」の採択を受けることができたことにより、補助金を活用して開設することができました。

当事業は、ショッピングセンターの空きスペースを

活用し、創業希望者や販路拡大を目指している商業者、農業者で農産物やその加工品等の販売を希望する方等に販売スペースを提供し、チャレンジショップとして7月～11月までの期間、出店する内容となっております。

現在、12事業主が参加しており、月1回のイベント及び販売促進のための出店者会議を行いながら実施しています。

## 研修会情報



10月から、税務やIT、経営等、各種分野の研修会の開催を予定しています。

詳細が決定していない研修もございますが、この度事前告知として紹介いたしますので、興味がある方は、ぜひ、日程の調整をお願いいたします。

なお、各種研修における詳細につきましては、決まりしだい、チラシ等を通じて会員の皆さまに周知させていただきます。

## 消費税転嫁対策 窓口相談等事業 「事業者向け講習会」

消費税の引き上げは、事業運営に様々な影響を及ぼしますが、その中で最も懸念されることは、消費税引上げ分を価格に転嫁できないことです。きちんと価格転嫁できないと利益の減少につながります。こうした事態を避けるため、商品力を強化するなど、円滑に価格転嫁するための対策を検討しなければなりません。

そこで、標記講習会を左記の通り開催いたします。

なお、テーマ・内容については、現在、調整中です。

【阿知須支所】  
 日時10月17日 18時～  
 【秋穂支所】 日時調整中  
 【阿東支所】 日時調整中

## IT研修会

Windows XPのサポート終了により、パソコンを買い替えられた方も多いのではないのでしょうか。

そこで今年度は、阿知須支所においてエクセル2013を使用した初歩的な講習会を開催いたします。

なお、阿東支所においては、エクセル2007の初級講座を開催いたします。

【阿知須・秋穂支所】  
 日時:10月7・9・14日  
 19時～21時  
 場所:阿知須支所  
 内容:エクセル2013初級

【阿東支所】  
 日時:11月17日・18日  
 19時30分～21時30分  
 場所:阿東支所  
 内容:エクセル2007初級

## 経営計画策定支援研修会

「経営計画書」は、各種補助金申請や金融機関への融資申込などの際、必ず必要になってきます。また、計画を作成して具体的に企業の進むべき方向性を示すことは、自社にとって、持続的・発展的経営を図る上で強い武器になってきます。

「小規模企業基本法」が制定され、今後は、小規模事業者の皆さま向けに、販路拡大等に活用できる補助制度がたくさん出てくること予想されます。

既に、今年度に入ってから「小規模事業者持続化補助金」の受付が5月にあり、当商工会からも20事業所が採択を受けています。

そこで、自社が置かれている現状を把握し、強みをふまえた実現可能性の高い経営計画を作成するための

手順について、ワークを取り入れて説明・策定を行う集中セミナーを左記の通り予定しています。

◎日時  
 平成26年10月・12月  
 ※3回(1回3時間程度)

◎場所  
 阿知須支所(予定)

◎講師  
 中小企業診断士2名

セミナー開催後、受講者を対象に、個別相談会や専門家の派遣を行い、職員を含めて最後までフォローアップさせていただきます。

## イベント関係 報告

7月25日(金)、阿東地福の阿東運動広場に於いて、阿東支部の女性部と阿東グラウンドゴルフ協会の共催で、グラウンドゴルフ大会を開催しました。

当大会は、平成16年より毎年実施しており、毎回、募集開始から数日で定員に達し、抽選を行うほど人気をいただいています。

豪雨災害から1年が経つ今年度は、義援金を活用し、「地域の皆様に元気になってもらいたい」という想いから、参加者全員に景品を用意し、特に被害が大き

った嘉年地区の方々全員参加を認めるなど、これまでとは違う想いも込めて大会を開催しました。

大会当日は、70歳代の方を中心に最高年齢90歳の方まで、86人の参加者の方が、暑い中、日頃の練習の成果を披露され、ホールインワンが10本以上出る等、興奮する大会となりました。

## 「あいお花まつり」 協賛企業募集!

11月2日(日)、「あいお花まつり」が開催されます。多くの方々に楽しんでいただいている花火大会の運営には、安全対策(警備・会場設営)や打ち上げ費用などに多額の費用が必要です。

このため、安全・安心な運営に努めつつ、当イベントの運営に必要な自主財源の確保をめざし、協賛を広く募っています。

皆さまのお力添えにより、協賛を賜りますようお願い申し上げます。

《協賛金募集の概要》  
 5千円、  
 《特典》ドリンク券  
 《申し込み方法》  
 ご協力いただける事業所は、秋穂支所までご連絡をお願いいたします。  
 電話0839842738

事業所PR

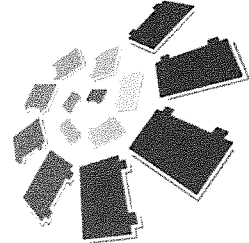


# テクノリユース (代表：長田 良治)

〒754-1101 山口市秋穂東7519

私どもは、電動フォークリフトなどの、鉛バッテリーの再生事業を行っております。  
 バッテリー劣化の主な原因は、化学反応を妨げる結晶(サルフェーション)の付着です。  
 私ども独自の再生方式では、その結晶を除去するだけでなく、分解し、本来の形である硫酸と鉛に戻します。さらに、再付着防止処理まで行うことで、  
 長期間の再利用を可能にしました。

新商品購入の半額～3分の1という低価格でありながら、  
 品質の高さにより、3年の長期保障を実現しております。



**TECHNO REUSE**  
 テクノリユース

【連絡先】 TEL / FAX : 083-984-2185  
 URL : <http://www.technoreuse.com>

ご存知ですか？



「社員の通勤中の交通事故と会社の責任について」

皆さんは、社員が通勤中に交通事故を起こしてしまい、物損や人身損害を与えてしまった時、会社としてどのような責任が発生するかご存知でしょうか？

営業中はもちろん、実は、通勤中の事故でも会社の責任が問われることがあるのです。

今回は、この点についてご説明いたします。

### 《解説》

会社が交通事故の責任を負う場合として考えられるのは、「使用者責任(民法七一条)」と「運行供用者責任(自賠法三条)」です。

○使用者責任とは・・・  
 被用者(雇われている人)が使用者の事業の執行について第三者に損害を与えた場合、被用者のみならず、その使用者も損害賠償責任を負う、というもの。

○運行供用者責任とは・・・  
 自己のために自動車を運行の用に供していた者は、その運行によって他人の生命、身体に損害を加えた時は損害賠償責任を負う、というもの。

(例)会社の自動車を社員が業務のために運転していて事故を起こし、第三者にケガを負わせてしまった場合。

→ 会社は社員に会社の自動車を業務のために使用させていたのですから、被用者が「事業の執行につき」第三者に損

害を加えたといえますし、「自己のために自動車を運行の用に供していた」といえますので、事故を起こした社員だけでなく、会社も損害賠償責任を負うこととなります。

Q. では、マイカーによる通勤中に事故を起こした場合は？

A. 通勤は、会社が指揮関係を有し支配をしている業務とは異なります。したがって、マイカー通勤中に事故が起きた場合は、会社がマイカーを業務のために利用しているという関係を見出しにくいので、これまでの裁判事例でも、原則として会社に使用者責任や運行供用者責任は認められていないようです。

しかし、労災保険では、通勤災害について、業務災害ではないものの保険給付の対象としていますし、通勤は純然たるプライベートな生活でもなく、むしろ労務の提供に必然的に伴うものですから、業務と密接な関連があるといえます。

したがって、マイカーが日常的に会社の外勤等の業務に利用されていて、会社がガソリン代を支給したり駐車場を提供したりするなど、会社もこれを容認しているような場合は、会社がマイカーを業務のために利用しているという評価できるので、使用者責任や運行供用者責任が認められることとなります。

また、最近では、マイカーが会社の業務のために使用されていなくても、通勤は業務に密接に関連するものであり、業務の一部を構成するものとして、むしろ原則として使用者責任や運行供用者責任が認められるべきであるという

裁判例もあります。

今回の事例では、会社がマイカー通勤を前提に通勤手当を支給していたことが、積極的なマイカー利用の容認であるとして、会社に責任が認められています。

このように、マイカーであっても、その使用が業務あるいはそれに密接に関連するもののためであった時には、その利用中の事故について会社が責任を負うことがあるのです。

しかし、そのマイカーが十分な損害保険に加入していれば、損害賠償金は保険会社が支払ってくれるので、会社が責任を心配する必要はほとんどありませんし、損害賠償金を支払うという事態もほとんどありません。

そのため、積極的許可をしているかどうかにかかわらず、社員のマイカー利用を認識している会社としては、先ず何よりも、その自動車が十分な損害保険に加入しているかどうかをチェックし、加入していない場合は加入を指導することが喫緊かつ重要です。

### 新任職員紹介



山口県央商工会 秋穂支所

(一般職員)

中川 雅美 (8月1日付け)

◎職員退職◎ (7月31日付け)

本廣 浩子 (一般職員)

山口県央商工会 秋穂支所

家庭の事情により、急きょ退職となりました。

短い間でしたが、お世話になりました。